

全障がい者の公共交通機関半額乗車制度に関する意見書

障がい者が公共交通機関を利用する場合、ＪＲ運賃の「障害者半額乗車制度」がある。近年、駅などのバリアフリー化が進み、障がい者が単独で外出することが可能になり、その機会も格段にふえている。今後、この制度を利用して旅行をする状況はますます顕著になっていくものと想像できる。

また、環境整備が進み、障がい者が単独行動することが可能になり、公共交通機関を利用する障がい者はふえるものと推察できる。

こうした状況下にあってＪＲが、普通乗車船券の半額割引対象を、障がい者が単独で利用する場合に、片道100キロメートル超の区間としている。それは、旅行が特別の意味を持っていた時代の遺物であり、共生・共存の時代に進み、障がい者の外出機会が格段に増加し、行動範囲が拡大した現代社会とは相入れないものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、障がい者の公共交通機関の利用に関して、次のことを改善するよう要望する。

記

- 1 ＪＲの普通乗車券半額割引に係る「100キロメートル超」の制限を廃止するよう指導すること。
- 2 障がい者が券売機や改札機を利用する場合、半額ということで「こども扱い」ではなく、「障がい者」として利用できるように改めるよう指導すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司